

## 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会開催要領

平成 27 年 4 月 8 日付け国国計第 4 号

## 1 目的

所有者が直ちに判明しない又は所有者に連絡がつかない土地（以下「所有者の所在の把握が難しい土地」という。）については、地方から都市への人口移動が進む中で、地方を中心に今後も増大するおそれがある。

このような状況において、「所有者の所在の把握が難しい土地」の現状、課題について整理した上で、所有者の探索手法やこのような土地の利活用等、現場における対応の進展を支援するための総合的な方策を、分野横断的に検討することを目的として、有識者からなる「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、関係省庁の協力を得ながら、検討を進める。

## 2 会議の招集

会議は、政策統括官（税制、国土・土地、国会等移転）が招集する。

## 3 委員

- (1) 委員長及び委員は別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (3) 委員の任期は平成 27 年 7 月 31 日までとする。
- (4) 委員長は必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (5) 委員の代理出席は、原則としてこれを認めない。

## 4 公開

- (1) 検討会は、個人又は法人に関する情報を含む資料を用いて検討を行う可能性があるため、非公開とする。
- (2) 検討会の会議資料、議事要旨等は、個人又は法人に関する情報を除いた上で、原則公開するものとする。

## 5 個人情報の保護

委員及び 3（2）に定める者は、検討に際して知り得た情報のうち、個人又は法人に関する情報について他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

6 事務局

検討会に係る事務は、政策統括官付において処理する。

7 雑則

この要領に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(別紙)

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会委員名簿  
(五十音順、敬称略)

委員 長

山野目 章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授

委員

今川 嘉典 日本司法書士会連合会副会長

浦部 秀一郎 多野東部森林組合参事

岡田 潤一郎 日本土地家屋調査士会連合会副会長

岡本 均 長崎県土木部用地課長

北村 喜宣 上智大学法科大学院長

熊谷 則一 涼風法律事務所弁護士

坂本 康宏 愛媛県農林水産部森林局普及指導係長

松澤 敏秀 指宿市農政部農政課長

門間 勝 一般財団法人公共用地補償機構専務理事